

## 平成26年度第1回調布市個人情報保護審査会会議要録

日時 平成26年4月15日(火)

午前10時から

会場 市役所5階 特別会議室

### ○ 出席者(敬称略)

会長 佐瀬 一男  
副会長 小菅 敏夫  
委員 小山 宇一  
田辺 一男  
前村 久美子  
増田 径子

説明員 川見 大(福祉総務課長)  
田野崎 章(福祉総務課副主幹)  
市川 陽介(福祉総務課地域福祉係主任)  
明石 祐一(子ども家庭課家庭福祉係係長)  
長田 将夫(子ども家庭課家庭福祉係主任)  
事務局 三井 豊(総務課長)  
小泉 希代子(総務課公文書管理係係長)  
内野 陽治(総務課公文書管理係主査)  
土井 靖浩(総務課公文書管理係主任)  
須川 綾子(総務課公文書管理係主事)

### ○ 会議内容

- 1 調布市個人情報保護審査会委員委嘱式  
審査会委員の委嘱式を行った。

#### 2 議事

- (1) 平成25年度第4回個人情報保護審査会会議要録について

佐瀬会長: 前回の平成25年度第4回個人情報保護審査会会議要録について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局: 第4回の会議要録につきまして御報告いたします。第4回の会議要録案につきましては、2月20日に委員の皆様へ発送し、3月3日までにお気づきの点などお寄せくださるようお願いしておりましたが、特に御意見等寄せられませんでしたので、3月7日からホー

ムページ等で公開しております。

(2) 平成25年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

ア 平成25年度個人情報取扱事務の届出一覧表（資料1）

イ 平成25年度自己情報の開示等の請求内容及び処理状況（資料2）

佐瀬会長：続きまして、議事(2)の平成25年度個人情報保護制度の運用状況について報告をお願いいたします。

事務局から（資料1）、（資料2）により説明する。

（質疑応答）

佐瀬会長：以上の報告で、何か御質問等ございましたらお願いします。

佐瀬会長：117番ですが、持ち去りというのは違法な行為なのですか。

事務局：確実に違法とは言えないと思います。ただ、資源ごみの持ち去りについては、市の歳入にかかわる部分があります。また、調布市ではお宅ごとの個別収集を行っておりますので、市のごみ収集事業を委託されていない業者が、そのお宅の敷地から資源ごみを持ち去ることもなります。それらを阻止したい面があります。誓約書自体に法的な拘束力はないですが、警告という意味で、誓約書を書いてもらいます。

佐瀬会長：ごみ収集車に、「ごみを勝手に持ち去らないでください」というような表示をしている自治体もありますが、調布市はそういったことはしていますか。

事務局：確認します。

佐瀬会長：誓約書を取るわけですね。

事務局：はい。持ち去った業者の社員名、個人名を署名してもらいます。

佐瀬会長：持ち去りをある程度認めるということですか。

事務局：「もう持ち去りません」ということを約束してもらう誓約書です。

佐瀬会長：わかりました。ほかに御質問はありませんか。ないようですので、議事(3)に移ります。

(3) 平成25年度調布市個人情報保護制度の実施状況について

平成25年度調布市個人情報保護制度の実施状況（資料3）

佐瀬会長：以上の報告で、何か御質問等ございましたらお願いします。

佐瀬会長：ないようですので、議事(4)に移ります。

(4) 個人情報を取り扱う事務について（諮問）

ア 臨時福祉給付金支給事業（資料4）（資料4-2）（資料4-3）

(説明員：福祉総務課 川見課長，福祉総務課 田野崎副主幹，福祉総務課 市川主任)

福祉総務課より（資料4）（資料4-2）（資料4-3）により説明する。

佐瀬会長：御意見，御質問をお願いいたします。

田辺委員：資料4-3にある，事務業務委託業者というのはどのような業者なのですか。

説明員：現在選定中でして，契約には至っておりません。ただ，かなり大がかりな業務になりますので，事前に十分な調査をしたうえで最終的に契約したいと思います。

田辺委員：入札ですか。

説明員：現在，入札に向けて準備を進めています。

田辺委員：おっしゃるとおり大変大がかりな事業なので，調布市とこれまでいろいろ組んでいる業者が参考になると思います。

川見課長：数年前に，定額給付金という事業がございまして，そこで良好な実績を残した業者などに絞り込みをしたうえで，契約課に指名をお願いするように準備を進めております。

小山委員：いつも疑問に思うのですが，こういうデータが庁内で加工されて，印刷業者に持ち込みますよね。そして発送されて，申請が別な業者に戻ってきて，また福祉総務課が加工して，金額を決定するということになると思うのですが，これは臨時給付金で恒久的に続くわけじゃないから，事業が終わった後，このデータはどのように処理されるのですか。そこが大事だと思うのですよね。きちんと抹消してもらえるのか，事業終了の後に，情報漏えいする心配はないのか，そこが心配です。

説明員：業者との契約においては，調布市の個人情報保護条例を遵守するとうたいます。守秘義務はもちろん，集めたデータも抹消してもらいます。

小山委員：ということは終了となった時，そのデータは，福祉総務課が消去作業を行う場所へ行って抹消を確認すると，そういう手順になるのですか。

川見課長：データについては，市で引き上げるものは引き上げて，その上で市の責任において抹消の確認をしたいと思います。

小山委員：最近新聞で取り沙汰されているのは，委託業者に渡った個人情報のデータが持ち出されて，とんでもないところで利用されてということが多いから，始める段階でなくて，事業が終わった時にどういうふうに消去するのが大事だと思います。

小菅副会長：すでに外部委託でこのような事務の成功例があるのですよね。今回が初めてではないですよね。

川見課長：給付金支給業務は初めてですが，個人情報を扱う事務について，委託は行ったことはあります。

小菅副会長：従来は事務とは，どういう点で気を付けなければいけないとか，どういう危険性があるとかを検討されたうえで出てきた話なのでしょうか。

説明員：情報を外部に持ち出す際には何重にもセキュリティを配慮する，例えばデータの媒体においても暗号情報を入れるとか，業者へ個人情報を持ち込む際にも，複数の人員で持ち込

む、個人情報の取り扱いについては、十分に管理、運営できるよう業者と話し合っています。

小菅副会長：逆に言うと、従来のやり方と今回のやり方において、例えば制度的、期日的といった点に大きな違いがあるのでしょうか。これを業務委託で行うという話が出てきた背景には、これは全国的に行われるわけですよね。そうだとすると、ほかの自治体も委託しているから、それに乗って業務委託という形を選ばざるを得なかったとういことでしょうか。

説明員：多摩26市にも調査をかけたのですが、9割近くの自治体は委託すると、特に規模の大きな自治体についてはそういった形をとっています。

小菅副会長：そうすると、もうひとつ逆に言うと、今までの調布市のセキュリティ対策で、ある意味では、検討しなければいけない問題点があったと、あるいはあるという背景でよろしいでしょうか。と言うのは、調布市が個人情報保護制度を行っていくうえで、技術の問題は常に伴いますから、そういう意味では従来の外部委託を実施していくうえで、委託業者との契約を個人情報保護条例に基づいてやらなければならない、そのところにも改善しなさいということがあり得るといえることでしょうか。それは例えば、このシステムをどこかの会社が開発したものだと思うのですが、それに伴ってここが改善されたとか、良くなったとかそういう説明もあったのでしょうか。セキュリティの問題で。

川見課長：セキュリティにつきましては、必要なものは担保されていると思いますが、今回については、住民税の非課税の方ということでさらにデリケートな情報が必要で、通常、市でも担当以外は触れない情報のため、このような個人情報を扱う課の責任者にも責任を持っていただくということで、臨時福祉給付金担当併任の人事発令が出ております。私どもが勝手にいただいたデータということではなくて、そういう個人情報を保有している課の管理職等ももちろん責任を持っていただいて、運用の仕方なりに関与して全庁的に保全の対策を取っていくと。また、実際に給付対象者に通知を出す際も、いきなり福祉部門からお知らせが届くと、なぜ課税の情報を福祉部門が知っているのかという疑いを持たれますので、課税部門が保有している課税情報に基づいてお知らせを出すという形を取れば問題ないと、総務省と厚労省の話し合いの中でも了承が得られています。

小菅副会長：そうすると二重にも三重にも、セキュリティの問題だけではなく、人の問題も考慮しているということですね。

説明員：はい。

佐瀬会長：「一時庇護許可者」（資料4-2（2）エ）とは、どういう人ですか。

説明員：「一時庇護のための上陸許可者」ということで、一般的には難民条約などで一時的に避難されている方という意味になります。

川見課長：具体例としては、日本の領海内で難破した船を救助して、日本に上陸される方が想定されると思います。

佐瀬会長：「仮滞在許可者」（資料4-2（2）エ）も似ているのですね。

説明員：こちら「出入国管理及び難民認定法」で仮上陸や寄港地上陸などの許可が出た方などが想定されます。

佐瀬会長：わかりました。業者を選定する時に、入札はやむを得ないかもしれませんが、その業者が審査会としては心配するところです。本来は入札で選ぶべきものではないと思います。本当にこの業務にふさわしい業者か、よく調査して選定すべきではないかと思います。公務員が秘密を漏らすことには罰則規定がありますが、業者にも公務員と同じような罰則規定はありますか。契約のときにはその部分もよく考えていただきたい。

小菅副会長：会長がおっしゃられたのは、個人情報保護条例12条に「受託者の責務」という条文がありますが、これに基づいてそれ以外にも関係規則等あるわけですから、従来も委託のときには守られてきたわけですから、チェックもしっかりとされてきたと審査会では思っています。

佐瀬会長：まだ、どの業者かはまったくわからないということですか。

小菅副会長：この事業は、調布市だけというわけではないですね。

説明員：はい、全国的な事業です。

小菅副会長：そうすると、委託する業者というのは、調布だけを担当するというのではなくて、非常に大規模でやっているという可能性もあるわけですね。

説明員：はい。

佐瀬会長：よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、採決に入ります。

この諮問を可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：全会一致で可とします。

(説明員退室)

イ 子育て世帯臨時特例給付金支給事務(資料5)(資料5-2)(資料5-3)

(説明員：子ども家庭課 明石係長, 子ども家庭課 長田主任)

子ども家庭課より(資料5)(資料5-2)(資料5-3)により説明する。

佐瀬会長：担当課の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

小山委員：児童手当の支給は、年間所得がいくらまでが条件でしたか。

説明員：24年度から制度が変わりまして、中学3年生までのお子様がいる家庭すべてが受給できます。その中で所得制限によって手当額が減額になります。1万円ないし1万5千円が基本ですが、所得制限を超えた方は特例として5千円を支給するということになります。今回の臨時給付金に関しては、その所得制限を超えた方は、支給対象外になります。

小山委員：先ほどの、臨時福祉給付金と同じような内容ですね。

説明員：はい。

小山委員：福祉総務課は入札で業者を決めると言っていましたが、そこで決まった業者に一括して受託させるのですか。

説明員：はい。臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、両方が管理できるシステムを作っ

てもらいます。事務業務委託も同じで、作業的にはほとんど同じなので、合わせてしたほうが効率が良いので、一括でします。

小山委員：どちらの給付金も1年で終わりということは、福祉総務課の時も言いましたが、業者に蓄積されている個人情報のデータを、終わった時にきちんと削除してほしい。そのためには子ども家庭課のほうでも、削除の方法をきちんと確認してほしい。

説明員：使用した機器のデータにつきましては、終了後破棄するということが仕様に含まれています。

田辺委員：一般的にデータの破棄というのは、具体的にどういうふうに全部消えたと確認しているのですか。

説明員：電算システムを所管している部署がありますので、そこに協力を仰いで、データの削除に立ち会ってもらい、われわれも立ち会う、そういった方法を考えております。

田辺委員：それで完全に消えているとわかるものなのですか。

説明員：電算部署に頼ってしまうのですが、専門知識を持った者に確認をしてもらうことになると思います。

田辺委員：では、そういう部署の方が携わって確認すれば、わかるようなものなのですか。

説明員：情報管理課の職員と、SEもおりますので、両方をお願いする形になると思います。

小山委員：私が不納得なのは、担当課が諮問を挙げてきますが、情報管理課が一緒に出てこない。それで情報管理課が確認しますと言われても、説明がもの足りない。担当課もシステムのなところはわかりにくいでしょう。そこで情報管理課が出てきて、説明してくれれば完璧なのですが。

田辺委員：情報管理課にそういった意見をお伝えいただけませんか。

事務局：情報管理課は基幹システムと、庁内全体のシステムの管理を所管しています。個別システムの導入につきましては、事務の主管課に、庁内のLANを使わなくてはならないがセキュリティについての知識がない、そういった部分については情報管理課と調整し、意見をもらいながら導入を決めます。その中で審査会に諮問をかける必要があれば諮問になりますので、その席に情報管理課の職員がいたほうが良いというのが、審査会の意見ということでよろしいでしょうか。

小山委員：専門的な話だから、いたほうがわかりやすいと思いますが。

事務局：ただ、個別のシステムを使うのは所管課で、所管課の個人情報を扱うわけですから、所管課の職員が最終的な処理方法まできちんと把握しているべきではあるので、基本的には所管課の職員が説明をするという形で、これまでの審査会では運営してきました。

小山委員：これまではそうかもしれないが、システムを使う事務がどんどん多くなってきているので。

事務局：情報管理課とも相談が必要になってきますので。

小菅副会長：不必要になった情報を、どういうふうに処理しているのかということ、我々にもわかりやすく説明してもらい、どういった方法で処理しているのかということ、データを抹消してしまうとか、言葉としては言えるが、技術的にはどのように処理しているのかということです。

紙ベースのものであれば、従来なら焼却処分するなどして、はっきりわかる。情報の場合には、メディアがいろいろな物がありますので、それをどのような形で、いつまで保存をして、処分の仕方をどうするのか。それが情報管理課で実際にこのようにやっていますということがわかれば、問題ないと思いますので。

佐瀬会長：そこがいちばん心配だということですね。他に質問はありますか。

小菅副会長：この事務は、先ほどの臨時福祉給付金と、情報のやり取りはないということですか。

説明員：あります。ひとつのシステムの中に、2つの給付金事務の機能を持たせています。

小菅副会長：先ほどの課題は、2つの課で共通の課題として考えなければならないですね。

増田委員：最後の抹消の仕方もわからないのですが、個人情報途中でコピーされたりということは一切ないと言えるのでしょうか。

説明員：システムの基本としては、情報管理課にサーバーを置いて、サーバーと実際に作業するパソコンをつなぎます。あとは、市役所の基幹システムの情報の受け渡しをするだけです。外部との接続は一切ありません。個人情報のコピーに関してですが、コピーが必要な業務は想定していません。

増田委員：コピーはできないということでしょうか。

説明員：技術的にはできると思います。支給対象者一覧をデータで出すなどの機能は必要なものですので、できないというものではないのですが、システム開発に携わる者や運用する者ですとか、業務委託する者についても、執務室からの個人情報を持ち出しや、USBメモリをつなぐなどは禁止を徹底します。

増田委員：契約内容として「してはならない」とするのですね。

説明員：はい。

前村委員：臨時福祉給付金とシステムを共有するというお話だったかと思いますが、見られる情報も同じなのですか。

説明員：重複している情報もあります。例えば、税金の情報はおひとりにつき1件しかありませんので、同じ情報を見ることになります。またシステムの中で、ある特定の方の照会をかけた時には、どちらの給付金の対象かなど、同じデータを見る場合もあります。

前村委員：データの見え方ですが、臨時福祉給付金に書いてあって子育て世帯給付金にないもの、例えば障害福祉課の情報は、子育て世帯給付金には書いていないので、臨時福祉給付金で収集して、子育て世帯給付金で収集する必要のない情報なのに、見られてしまうということですか。それぞれに必要な情報を見るために、パスワードなどを設定したりしないのでしょうか。双方がアクセスすれば、どちらの給付金の情報も見られてしまうということなのではないでしょうか。

説明員：システムが開発段階ですので、わからない部分もありますが、それぞれ必要な情報のみが見られるだけで良いので、開発元にはお話ししようと思います。

前村委員：まだパスワードなどのセキュリティははっきり決められていない。

説明員：はい。

前村委員：そうしますと、やはり情報管理課から、システム上の説明をはっきりしていただけたら

と私も思います。

小菅副会長：参考に聞きたいのですが、今、庁内ではLANが入っていますよね。課同士で情報のやり取りはできるのですか。

事務局：個人情報やり取りという意味でしょうか。

小菅副会長：例えば、課税なんかの情報。

事務局：税のシステムは1つのシステムですが、例えば総務課がアクセスするようなことはできないです。

小菅副会長：できない仕組みになっている。

事務局：はい。

小菅副会長：全部がネットでつながってはいない。

事務局：つながっていません。

小山委員：子ども家庭課のこの事務で、最初に情報を集めるときは紙ベースですか、紙ベースで外注業者に預けるのですか。

説明員：電子データです。

小山委員：福祉総務課と別々に動いて、情報を集め、それで業者に渡して、情報をすり合わせるのですか。

説明員：すり合わせというのは、重複していないかということですか。

小山委員：申請書を発行するまでに、どこかですり合わせておかなかつたら、わからないよね。

説明員：はい。臨時福祉給付金の対象者はこうですという情報をもらい、子育て世帯給付金の対象者から除くことになります。

小菅副会長：それは、ネット上で行われるのですか、

説明員：電子データ上でそれぞれの対象者を抽出して、重複者を除きます。

小菅副会長：それは庁内でできるのですか。

説明員：はい。

小菅副会長：庁内でできるということは、ネット上でできるということですよ。

説明員：庁内ネットワークの中でということですか。

事務局：このシステムも単体のシステムですので、庁内のネットワークとはつながりません。

小菅副会長：課税の情報はどのようにしてもらうのですか。

説明員：もともと持っている税のシステムから、データをもらいます。それから、給付金のシステムに入れます。

小菅副会長：もらうというのは、記憶媒体に入れたものをもらうのですか。

説明員：外部記録的なものを取り込むか、その時だけネットワークをつなげるかです。

佐瀬会長：そうなったら、その時に全部取り込むことが可能ということになるのでは。

小菅副会長：アクセスするやりかたではないのですか。

事務局：アクセスしないと思います。データの取り込み方が、媒体を使うのか、ネットワークを通すのかという質問でよろしいのでしょうか。

説明員：おそらくネットワークを通すと思います。住民票の異動情報などは日々変わるので。



小菅副会長：その方法が当たり前だと思うのですよ。LANですから。であれば、個人情報を意図的に漏らすという可能性もありますね。あるいは、外部からタッピングして情報を取得するとか。そういった問題も含めて、ネットの場合は問題が深刻になると考えていただきたいです。

説明員：限られた端末からしかアクセスできないようなシステムになります。

小山委員：パスワードを使って、その人しか見られないと、そういう説明ならわかります。そこがはっきりしないから。庁内であっても所得情報や生活保護の情報は、子ども家庭課が見るときには、パスワードを持った決まった人しかやり取りしないとか。

説明員：子ども家庭課でも、限られた職員にIDとパスワードを付与して、管理するというのは変わりません。

佐瀬会長：子育て世帯にとっては朗報ですが、対象者にはどのように連絡をして、こういう個人情報を収集しますよというお知らせはしますか。

説明員：児童手当を受給している方へのご案内という形をとります。

小菅副会長：この諮問は、本人通知省略ですよ。なので、こういったサービスを受けるためには、個人情報が収集されて利用されますよということを、住民の方にも理解してもらわなければならない。そういうことに考慮して事務を進めてください。

佐瀬会長：よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、採決に入ります。

この諮問を可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：全会一致で可とします。

(説明員退室)

小山委員：一度、情報管理課から、庁内にどういうシステムがあって、どういうセキュリティがかけているか、担当課だけではわからないから説明をしてもらいたい。例えば、具体例を挙げてこういうセキュリティがかかっているとか、事務が終わった時には、こうデータを消去しているとか。

三井課長：次回の審査会が7月9日ですので、その時には臨時給付金事務の委託先も決まっているでしょうから、情報管理課と調整してみます。

小山委員：お願いします。

## 2 次回日程について

次回の審査会日時は、平成26年7月9日(水)午前10時から、会場は特別会議室(市役所5階)を予定しています。

佐瀬会長：それでは平成26年度第1回個人情報保護審査会を終了いたします。